

小学校・中学校 総則

1 学習指導要領改訂の主な内容

(1) 学習指導要領改訂の概要

①改訂の基本的な考え方

◇教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。

◇子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。

◇知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年度改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。

◇道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

②主な改善事項

◇言語能力の確実な育成

- ・発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（小中：国語）
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実（小中：総則、各教科等）

◇理数教育の充実

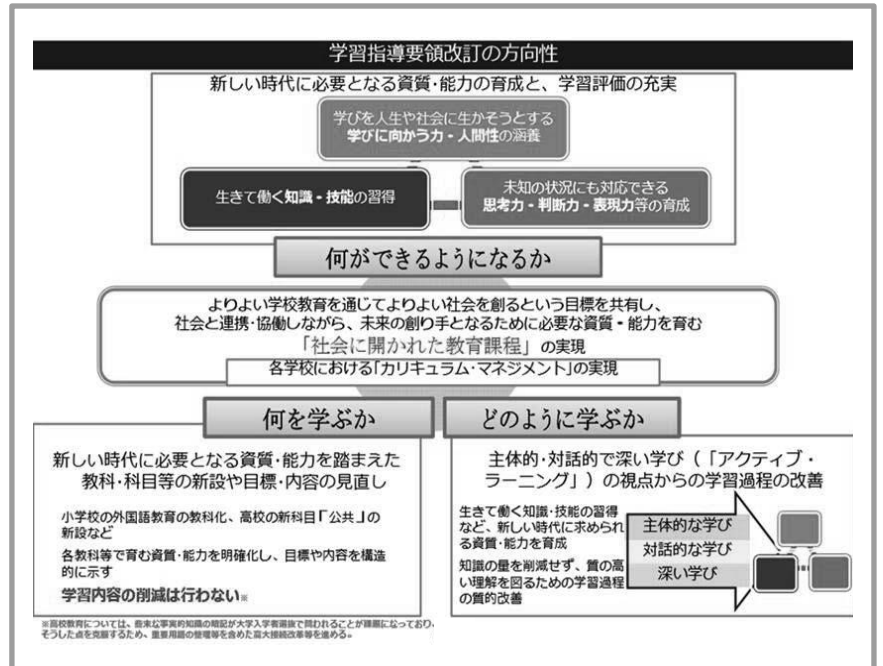
- ・前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動（小：算数、中：数学）や見通しをもった観察・実験（小中：理科）などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実（小：算数、中：数学）、自然災害に関する内容の充実（小中：理科）

◇伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと（幼稚園）
- ・古典など我が国の言語文化（小中：国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（小：社会）、我が国や郷土の音楽、和楽器（小中：音楽）、武道（中：保健体育）、和食や和服（小：家庭、中：技術・家庭）などの指導の充実

◇道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化（小：平成30年4月、中：平成31年4月）による、道



徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

◇外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

◇体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則）、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視（小中：特別活動等）

③その他の重要事項

◇「幼稚園教育要領」等を踏まえた指導の工夫

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）

◇初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実（小：総則、各教科等）
- ・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視（小中：総則、各教科等）

◇主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会）、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる（小：社会）、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（小中：特別活動）
- ・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組（中：社会）
- ・売買契約の基礎（小：家庭）、計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭）
- ・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会）、自然災害に関する内容（小中：理科）
- ・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会）、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育、中：保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小中：総則、道徳、特別活動）
- ・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小中：社会）

◇情報活用能力（プログラミング教育を含む）

- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実（各教科等）
- ・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成（小：総則、各教科等＜算数、理科、総合的な学習の時間など＞）

◇部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との

連携による持続可能な運営体制（中：総則）

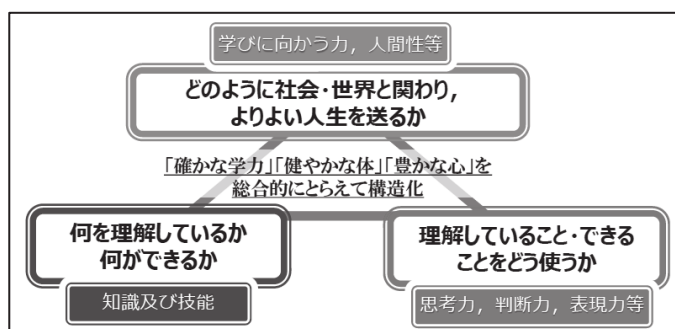
◇子どもたちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）

- ・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記（小中：総則、特別活動）
- ・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則、各教科等）
- ・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程（小中：総則）、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定（中：総則）

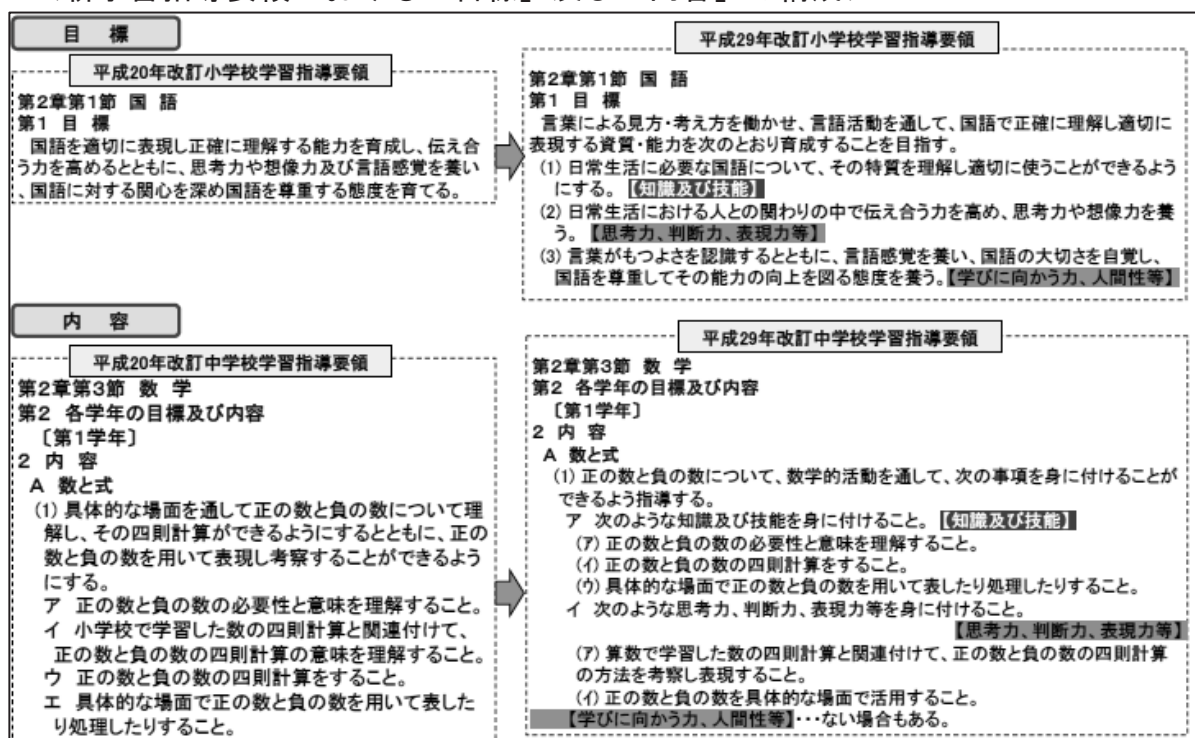
2 学習指導要領総則の重点事項

(1) 「何ができるようになるか」を明確化
 全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。バランスよく育成を目指す。

（第1章総則第1の3）



<新学習指導要領における「目標」及び「内容」の構成>



(2) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たって、(1) 知識及び技能が習得されるようにすること、(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考する

ことにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。（第1章総則第3の1の(1)）



(3) 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

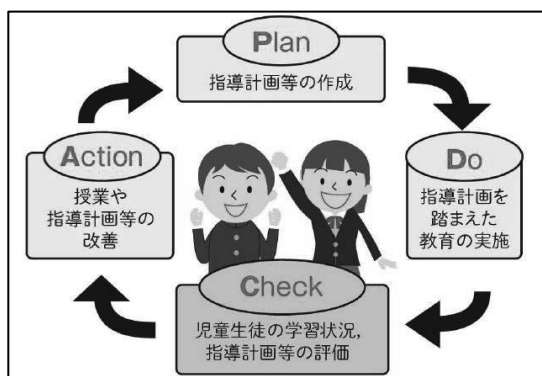
- 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
 - 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。
- （第1章総則第3の2）

①学習評価の基本的な考え方

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようになるためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

◇カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。



◇主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

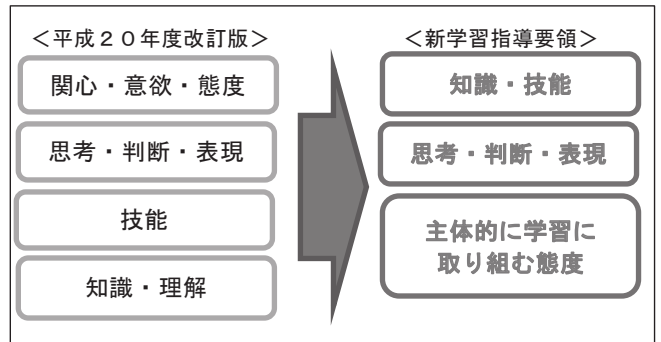
指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

学習評価の改善の基本的な方針

- ・教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ・児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ・これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

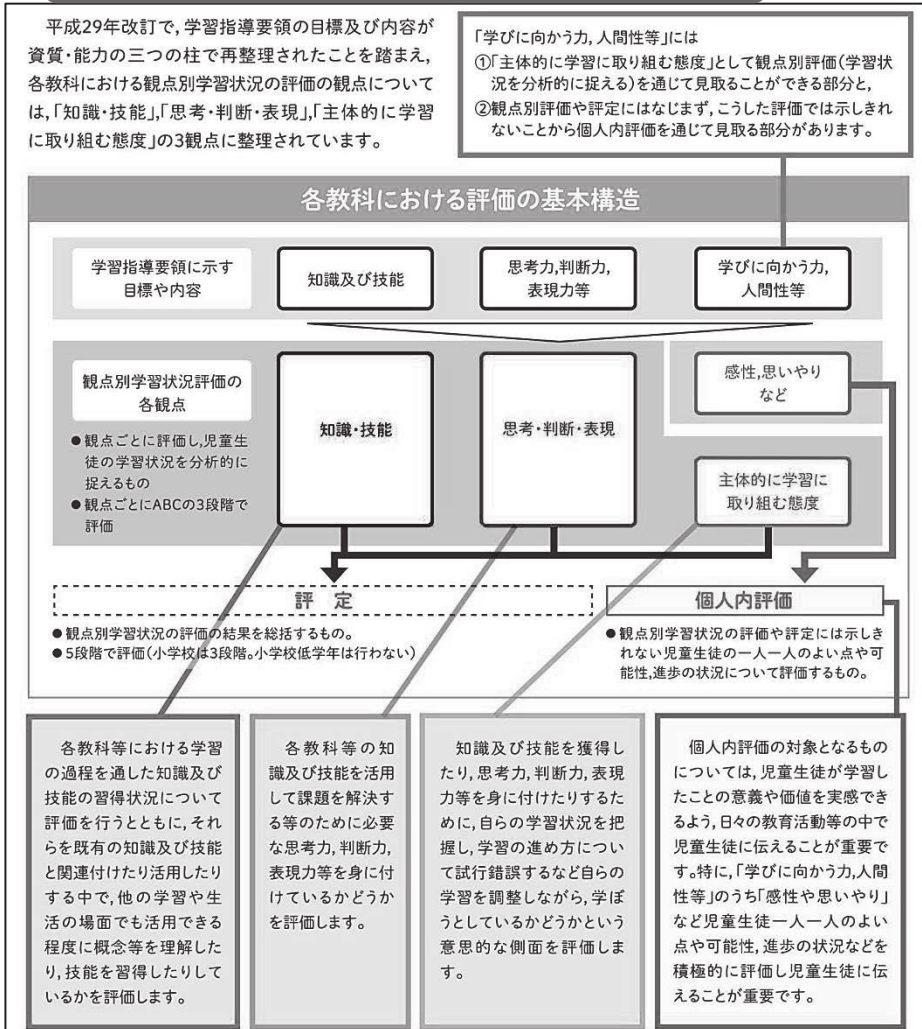
②学習評価の改善点

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理した。



学習評価の基本構造（「学習評価の在り方ハンドブック」より）

評価の方法(例)



<知識・技能>

- ・ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する
- ・実際に知識や技能を用いる場面を設ける

<思考・判断・表現>

- ・論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れる

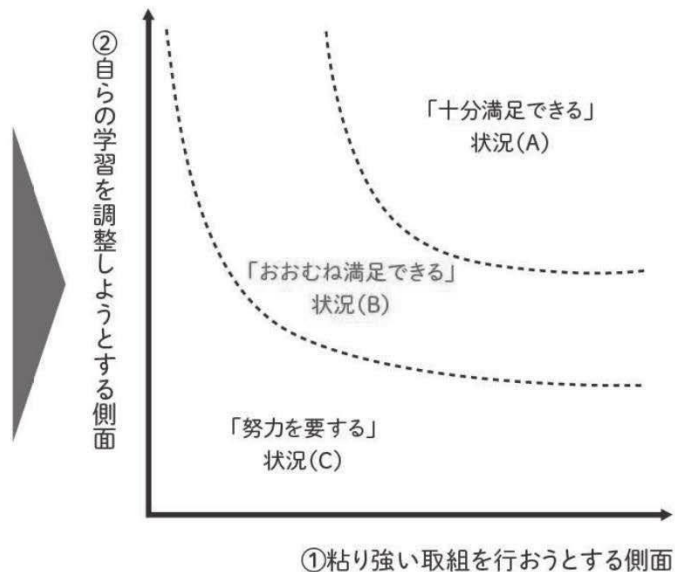
<主体的に学習に取り組む態度>

- ・ノートやレポート等における記述
- ・授業中の発言
- ・教師による行動観察
- ・児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面から評価することが求められる。

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



ここでの評価は、その学習の調整が「適切に行われるか」を必ずしも判断するものではなく、学習の調整が知識及び技能の習得などに結びついていない場合には、教師が学習の進め方を適切に指導することが求められます。

「自らの学習を調整しようとする側面」とは・・・

自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなどの意思的な側面のことです。評価に当たっては、児童生徒が自らの理解の状況を振り返ることができるような発問の工夫をしたり、自らの考えを記述したり話し合ったりする場面、他者との協働を通じて自らの考えを相対化する場面を、単元や題材などの内容のまとまりの中で設けたりするなど、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る中で、適切に評価できるようにしていくことが重要です。

(「学習評価の在り方ハンドブック」より)

(4) カリキュラム・マネジメントの充実

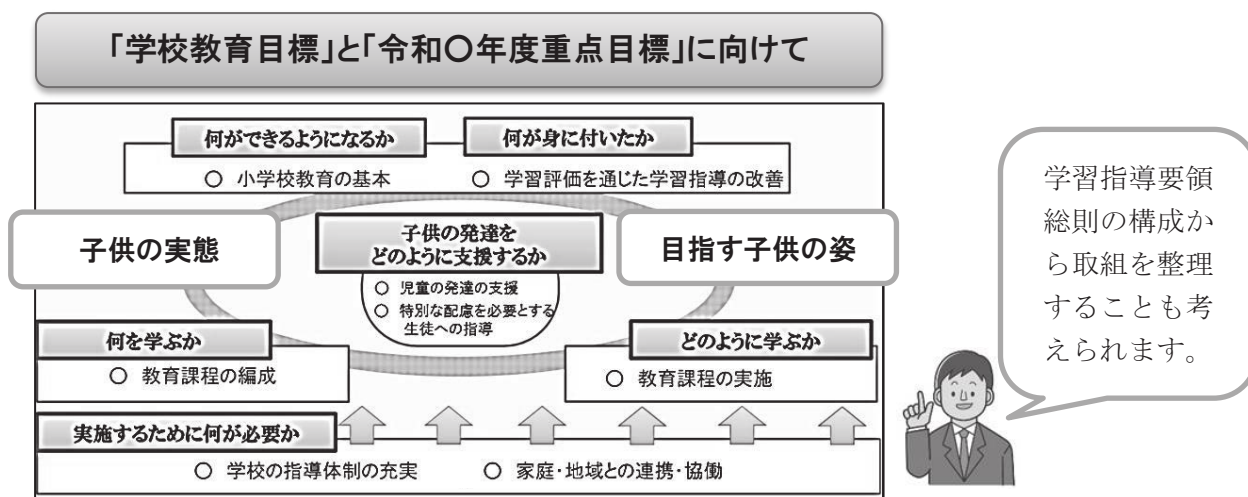
児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

⇒教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと
(第1章総則第1の4)

① カリキュラム・マネジメントについて

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子どもたちが未来の創り手となるために求められる資質・能力を育てていくためには、子どもたちが「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」等について、各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子どもたちの姿を踏まえながら不断の見直しを図ることが求められる。今回の改訂は、各学校が学習指導要領等を手掛かりに、この「カリキュラム・マネジメント」を実現し、学校教育の改善・充実の好循環を生み出していくことを目指すものである。

(平成28年12月中央教育審議会答申)



②カリキュラム・マネジメントの充実に向け、重点的に取り組む項目の例

- 各学校の教育目標の明確化と、資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成
(第1章総則第1の3、第2の1)
- 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
(第1章総則第2の2)
- 学校段階等間の接続への配慮
(第1章総則第2の4)
- 児童生徒の発達の支援
(第1章総則第4)
- 家庭や地域社会との連携及び協働
(第1章総則第5の2)
- カリキュラム・マネジメントの実現に向けた校務分掌の確認
(第1章総則第5の1のア)



上記以外にも、主体的・対話的で深い学びの授業改善に取り組むことや「何ができるようになるか」に関連し、学習評価の充実に教科等横断的に取り組むこと等、様々なアプローチが考えられます。

【PDCAサイクルの実現】

- ① 全職員で、自校の課題を緊急度、重要度に基づいて整理し、今後克服を図りたい課題を焦点化し、重点項目を設定。
- ② 「いつ、だれが、どのように実施する」か検討→組織的な取組に。
- ③ 取組の評価（子どもの姿、調査・データによる客観的な評価）。

(5) 教科等横断的な視点に立った資質・能力

①学習の基盤となる資質・能力

各学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
(第1章総則第2の2の(1))

②現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

(第1章総則第2の2の(2))

(6) 児童生徒の発達を支える指導の充実

学級経営、児童生徒の発達の支援

学習や生活の基盤として、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援すること。(第1章総則第4の1の(1))

(7) 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

障害のある児童生徒などへの指導

児童生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫

障害のある児童生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。(第1章総則第4の2の(1)のア)

→通常の学級にも、障害のある児童生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

『総則を読めば学習指導要領のポイントがわかる』→校内研修での活用を!

学習指導要領(平成29年3月31日公示)における「第1章 総則」の構成		どのように学ぶか 何が身に付いたか
小(中)学校学習指導要領 ※()内は中学校 前文 第1章 総則 第1 小(中)学校教育の基本と教育課程の役割 1 教育課程編成の原則 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開 (1) 確かな学力、(2) 道徳教育、 (3) 体育・健康に関する指導 3 育成を目指す資質・能力 4 カリキュラム・マネジメントの充実 第2 教育課程の編成 1 各学校の教育目標と教育課程の編成 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 (1) 学習の基盤となる資質・能力 (2) 現代的な課題に対応して求められる資質・能力 3 教育課程の編成における共通的事項 (1) 内容の取扱い (2) 授業時数の取扱い (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項 4 学校段階等間の接続 (1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実 (1) 義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成 (2) 中学校教育及びその後の教育との接続 (2) 高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続	<p>何ができるようになるか</p> <p>何を学ぶか</p>	<p>どのように学ぶか 何が身に付いたか</p> <p>子供の発達を どのように支援するか</p> <p>実施するために何が必 要か</p>
第3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 (2) 言語環境の整備と言語活動の充実 (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作 やプログラミングの体験 (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動 (5) 体験活動 (6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進 (7) 学校図書館、地域の公共施設の活用 2 学習評価の充実 (1) 指導の評価と改善 (2) 学習評価に関する工夫 第4 児童(生徒)の発達の支援 1 児童(生徒)の発達を支える指導の充実 (1) 学級経営、児童(生徒)の発達の支援 (2) 生徒指導の充実 (3) キャリア教育の充実 (4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実 2 特別な配慮を必要とする児童(生徒)への指導 (1) 障害のある児童(生徒)などへの指導 (2) 海外から帰国した児童(生徒)や外国人の児童(生徒)の指導 (3) 不登校児童(生徒)への配慮 第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価(教育課程外の活動との連携)等 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携 第6 道徳教育に関する配慮事項		

今回の改訂では、全ての先生が校内研修を通じて学習指導要領の理解を深めることができるよう、「総則」の抜本的な改訂が行われ、必要な事項が分かりやすく整理されています。